

石巻市みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県が設置するみやぎ結婚支援センター（以下「支援センター」という。）の利用促進を図り、結婚を希望する者の出会いの機会拡大を図るため、支援センターに入会した者に対して、予算の範囲内で石巻市みやぎ結婚支援センター利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年4月1日以後に支援センターに入会した者
- (2) 補助金の交付申請日以前から本市に住所を有し、かつ、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻を予定するものを除く。）であること。
- (3) 市区町村税に滞納がないこと。
- (4) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと及びこれらと関係を有していないこと。

2 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回までとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、支援センターの入会登録料に2分の1を乗じて得た額とし、5,500円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、石巻市みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に支援センター発行の領収書又は会員書の写しを添えて、支援センターの会員登録の日から3か月以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）又は石巻市みやぎ結婚支援センター利用促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、前条の補助金交付決定通知書兼確定通知書の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。